

労務アシスト通信

連絡先：〒252-0231
相模原市中央区相模原 5-11-9-5F
電話：042-704-9860 FAX：042-704-9861
メール：main@roumu-assist.com
HP：http://roumu-assist.com/



イデコ窓販解禁で加入希望者が増える？

◆イデコ (iDeCo) って何だっけ？

「イデコ (iDeCo)」は、2016 年 9 月に決定された個人型確定拠出年金の愛称です。確定拠出年金には「企業型」と「個人型」があり、どちらも 60 歳まで掛金を払い、60 歳以降に受け取る老後資金の準備手段です。加入者個人が金融機関の用意する商品の中から選び、運用するのが個人型で、厚生年金保険や企業年金、個人年金とは別に加入できます。

◆法改正から 2 年で加入者が倍増

2016 年改正でイデコに加入できる人の範囲が拡大された結果、2016 年 3 月末時点で 21.2 万人だった加入者数は、2018 年 3 月末時点で 43 万人に倍増しています。これは、将来的に公的年金の支給額が下がり、現役時の所得との比較による代替率が 50% を下回る計算結果が示されるなど、公的年金だけでは老後の家計を支

え切れないと判断した人が多いことを表しているといえます。

◆従業員本人による老後の資産形成の必要性

男性では 60~64 歳の 7 割超、65~69 歳の 5 割超など、働く高齢者が増えていますが、上記のとおり公的年金だけで老後の生活を支え切れるかは疑問です。

イデコは、掛金を払っている間の運用益が非課税扱いで、受取金も退職所得控除の対象となるなどの非課税メリットにより、預貯金よりも効率的に資産を形成できるといえます。

◆今後の見通し

厚生労働省は、4 月 20 日の審議会でイデコを銀行窓口でも販売できるよう、今年度中にも関連規則を改正する案を了承しました。

これまで、金融機関の窓口でイデコの商品を扱うことは制限され、別に設ける HP やコールセンターで対応されてきましたが、解禁後は、窓口で申込手続等ができます。

これを機にさらに加入者が増えると、会社も対応を求められる可能性があります。会社員がイデコに加入する際、会社に他の年金制度への加入状況等に関する書類を記載してもらう必要があるからです。詳細は企業年金連合会 HP 等で紹介されていますので、確認しながら対応するとよいでしょう。

「ひきこもり」の人の就労支援の現状

◆内閣府の調査と現状

内閣府が 2016 年に実施した調査によると、15~39 歳でひきこもりの状態にある人が全国で約 54 万 1,000 人いると推計されています。ひきこもりの期間は長期化し、平均年齢も 32.7 歳と上昇しています。

また、ひきこもりの状態にある人が 40、50 代になると親も高齢のため収入がなくなり、やがて介護も必要となり、一家が孤立、困窮するという「8050 (80 代の親と 50 代の子) 問題」が顕在化してきています。そ

のため、今後政府は、40~59 歳の中老年のひきこもりだけでなく、その家族を含めた生活実態や健康状態の把握の調査を行うとしています。

◆就労に向け訪問支援等を強化

そこで、厚生労働省は今年度から、生活困窮者自立支援制度との連携を強化し、自治体単位で実施する就労準備支援事業の充実や、ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能の強化を図るとしています。

具体的には、家族からの相談を受けた後に、担当者がひきこもりの状態にある人を定期的に訪問し、他人とのふれあいや外出に慣れてもらった上で、就労体験などへの参加を促す取組みを始めています。また、ひきこもり支援に携わる人材 (ひきこもりサポーター) の養成を強化としています。

◆当事者に合った継続的な支援が必要

現在、ひきこもりの状態にある人の就労支援は、ハローワークや地域支援センター等の国や県が運営する

公的なものから民間団体・個人まで、支援の内容も対象も様々です。一方で、高額な料金を取って当事者を支援する悪徳な企業や団体も増えています。

今後、ひきこもりの状態にある人の平均年齢が上がり、その家族の貧困が懸念されます。当事者に合った支援や戸別訪問等を継続的に行っていくことで早期の自立、就職につながる環境が整備されることが期待されます。

6 月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

1 日

- 労働保険の年度更新手続の開始<7 月 10 日まで> [労働基準監督署]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始して

いる場合>

[労働基準監督署]

- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

7 月 1 日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第 1 期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票 [事業場]